

JNLAのオンライン申請及び届出について

2019年度第2回JNLA及びASNITE-T(一般)試験事業者制度説明会

- 2020年2月25日 (火) : 東京会場
- 2020年2月27日 (木) : 大阪会場
- 2020年3月 5日 (木) : 名古屋会場
- 2020年3月10日 (火) : 福岡会場

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター(IAJapan)製品認定課

2020年4月1日から、JNLAのオンライン申請及び届出の受付を開始します。

・2019年7月1日

産業標準化法 及び

新 JNLA省令※ (第11条及び第12条除く) の施行

・2020年4月1日

新 JNLA省令 第11条及び第12条の施行

JNLAの電子システム（電子情報処理組織）によるオンライン申請等の手続きとIDの付与に関する規定

※ 産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令

オンライン申請及び届出の対象

根拠条項等	申請又は届出の種類	オンライン申請及び届出であっても紙による提出が必要な書類
省令第2条第1項	登録の申請	・登記事項証明書又はこれに準ずるもの
省令第2条第2項	登録（登録の更新）の変更の届出	・登記事項証明書又はこれに準ずるもの
省令第6条	登録の更新の申請	・登記事項証明書又はこれに準ずるもの
省令第7条	事業承継の届出	・登録証 ・地位を継承した事実を称する書面
省令第8条	事業廃止の届出	・登録証
その他	認定の申請	
	認定の変更の届出	
	再認定の申請	
	認定維持審査の申請	
	認定契約の終了の申請	・認定証

※ 産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令

オンラインを行う電子システムの利用申請

電子システムを利用するためには、「**基準及び様式告示**」※
に定める利用申請書等の提出が必要です。

【利用に当たって提出が必要な書類】

- ① 電子情報処理組織使用申請書（様式第1）
- ② 担当者一覧表（様式第2） 注：担当者（電子システム利用者）が複数の場合のみ
- ③ 担当者が申請者の役員又は従業員であることを証する書類

例) 代表者名による役員又は
従業員であることの証明書
(様式自由)、役員であれば
登記事項証明書

利用申請書等は、IAJapanのWebページに公開している
申請窓口（製品認定課）にご提出ください。
<https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/process/index.html>

電子情報処理組織使用申請書（様式第1）

様式第1

電子情報処理組織使用（変更、廃止）申請書

年 月 日

独立行政法人
製品評価技術基盤機構理事長 殿

住所
氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名⑩

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第12条第1項及び第3項（第13条において準用する第12条第1項及び第3項）の規定に基づき、下記のとおり電子情報処理組織の使用（変更又は廃止）に係る事項を申請します。

記

フリガナ		所属 及び 役職	
担当者氏名			
電話番号			
電子メールアドレス			
備考			
※ 識別番号			

電子情報処理組織使用申請書 (様式第1 備考)

備考 法人にあつては、申請書の末尾に、**法人番号を記載**すること。

注(1) この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。

(2) 不要の文字は、削除すること。

(3) **担当者が複数の場合は、様式第2に記入し、添付すること。**

(4) **担当者が申請者の役員又は従業員であることを証する書類を添付すること。**

(5) ※印の欄は記入しないこと。

(6) **提出事項に変更があった場合には、備考欄に変更事項を記入し、当該事実を証する書類を添付の上、提出すること。**

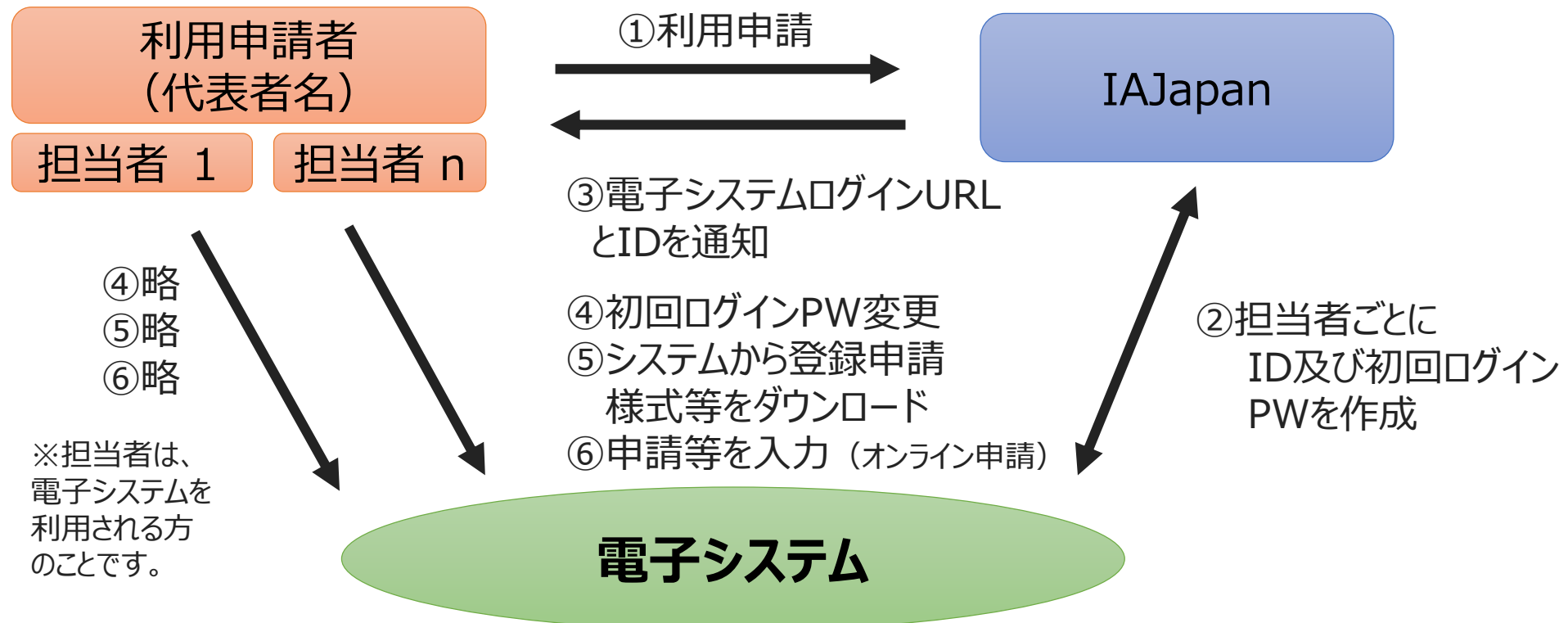
(7) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

担当者一覧表（様式第2）

注：担当者（電子システム利用者）が複数の場合のみ

様式第2			
担当者一覧表			
フリガナ ----- 担当者氏名		所属 及び 役職	
電話番号			
電子メールアドレス			
備考			
※ 識別番号			
フリガナ ----- 担当者氏名		所属 及び 役職	
電話番号			
電子メールアドレス			
備考			
※ 識別番号			

電子システムの利用申請のイメージ



- ・各IDは各担当者が変更となるまで有効です。
⇒申請や届出ごとに利用申請していただく必要はございません。
- ・担当者等が変更となった場合は、「電子情報処理組織使用**変更申請書**」、電子システムの利用を廃止する場合は、「電子情報処理組織使用**廃止申請書**」の提出が必要です。

オンライン申請及び届出を行うPCの基準

オンライン申請及び届出を行う者が用いるPCは、
「基準及び様式告示」※基準を満たしている必要があります。

1. IAJapanが提供する申請等の様式類（電子ファイル）に必要な情報を入力できる機能
2. IAJapanが構築した電子システムと通信し、必要な情報を入出力できる機能

電子システムの利用環境は、
別途情報公開します。

※登録試験事業者等に係る電子情報処理組織を使用して提出を行う者の
使用に係る電子計算機の基準及びあらかじめ提出すべき書面等の様式

オンライン申請及び届出のメリット

- ① 各種申請書又は届出書及びその添付書類の印刷に係る負担が大幅に軽減されます。また、送付費用が不要となります。

⇒申請書及び届出書への捺印も不要

- ② 電子システム上から、申請及び届出状況、審査の進捗状況が容易に確認できるようになり、審査においては郵送等に係る日数が短縮され、審査等にかかる総日数の短縮が見込まれます。

- ③ 登録申請手数料が2,100円、登録の更新申請手数料が1,800円減額されます。

お知らせ：審査・検査も電子化されます

オンライン申請及び届出の開始に伴い、
審査・検査が電子化されます。

- ① オンライン申請及び届出によって、製品認定課で管理している申請及び届出書類も電子ファイルとなります。

※紙で申請及び届出された場合、これらの書類の正本を紙で管理を致します。

また、電子システムには、紙の正本の写し（電子ファイル）を保管を致します。

- ② 審査チームに配布する書類は全て電子ファイルとなりますので審査・検査においてもPC等で実施いたします。

電子システムの利用申請様式や利用方法については、 準備が整い次第、IAJapanのホームページに公開する予定です。

